

PTA 保険のご案内

日頃より PTA 活動へのご理解とご協力、ありがとうございます。
今年度、PTA 保険として、以下の保険に加入いたしましたのでご案内いたします。

《PTA 団体傷害保険》

PTA が企画・立案し主催する行事、または共催行事参加中にケガを被った場合、適用されます。
補償の対象となる方は、PTA に加入している児童、その保護者、及び教師です。（但し、児童について、
独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところの給付対象となるケガは、補償の対象となりません。）

《PTA 賠償責任保険》

PTA 管理下における偶発の事故により、PTA 自体が被る賠償責任、及び PTA 管理下の児童の法定の
監督義務者が被る賠償責任損害をてん補します。PTA 以外の第三者（PTA 会員を含む）に身体の障害、
または財物の滅失・き損・もしくは汚損を与えた場合や、借用物を損壊・紛失もしくは盗取された場合、
適用されます。

PTA 行事中にケガや賠償責任等が発生した場合は、すみやかに下記までご連絡ください。
事故後の補償の有無・補償額等の問い合わせについては、保険会社が対応いたします。

事故発生時の連絡先 : kodaiaradaiku@ptatokyo.com (担当: 副会長 増田)
件名『PTA 保険について』とご記入ください。

損害補償保険適用例

パトロール中や登校見守り
中に事故にあった。



PTA 総会へ向かう途中
に捻挫した。



運動会の PTA 競技で怪
我をした。



青少対祭りで怪我をした。



責任賠償保険適用例

PTA 活動中、学校から借
りたものを壊してしまった。



PTA 活動中に来賓に怪我
をさせた。



PTA 活動中に他人の財
物を壊した。

